

令和4年度

豊田市内部統制評価報告書審査意見書

令和5年8月23日

豊田市監査委員

豊監発第411号

令和5年8月23日

豊田市長 太田稔彦様

豊田市監査委員

松永浩行

向山和秀

鈴木章

太田博康

令和4年度豊田市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、当委員の審査に付された令和4年度豊田市内部統制評価報告書について、意見を提出します。

なお、松永浩行監査委員は、令和5年3月31日まで地域振興部長として在職していたため、同職に係る事項の審査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

令和4年度豊田市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、市長から審査に付された令和4年度豊田市内部統制評価報告書について、同法の定めるところにより審査を実施した。

2 審査の方法等

審査は、豊田市監査基準に準拠し、市長から送付を受けた次に掲げる書類に基づき実施したほか、関係職員から直接説明を受けるとともに、必要な聴き取りを行った。期間は、令和5年7月13日から8月16日まで実施した。

- ① 令和4年度豊田市内部統制評価報告書
- ② その他説明のために提出された関係書類

また、審査に当たっては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点にして実施した。

3 審査の結果及び所見

令和4年度豊田市内部統制評価報告書について審査した結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

今回、事業負担金が点検・評価の対象となったが、事業評価に係る全庁的な指針が整備されていないほか、実態として委託料など他科目で執行すべき事業があること、協定書等に定められた事業内容が適切に実施されていないと疑われる事業があることなどが不備として報告された。これらの不備については、報告書に記載のとおり早急に是正されたい。

また、内部統制の取組は、令和3年度から本格実施が始まったが、背景には不適正な事務処理等のリスクへの備えがある。そのため、今回の点検・評価の対象課のみならず、市長が定めた方針に基づき、職員一人一人が危機意識を持ち、全庁で取り組んでいくことが求められる。令和5年度からは点検・評価範囲を拡大する予定とのことであるが、引き続き更なる体制強化を図り、組織的かつ効果的に取り組まされたい。